

平成 14 年 11 月 20 日

(社)東京都自動車整備振興会
会長 塩沢 優介 様

粒子状物質減少装置の普及に向けた協力について(要請)

首都圏におけるディーゼル車対策の推進に当たり、七都県市首脳会議として別紙のとおり要請いたしますので、特段のご配慮をお願いします。

七 都 県 市 首 脳 会 議

座長	東京都知事	石原 慎太郎
	埼玉県知事	土屋 義彦
	千葉県知事	堂本 暁子
	神奈川県知事	岡崎 洋
	横浜市長	中田 宏
	川崎市長	阿部 孝夫
	千葉市長	鶴岡 啓一

(別紙)

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例で、ディーゼル車排出ガス規制(平成15年10月施行)が定められるなど、首都圏における大気汚染の改善に向けて、七都県市は連携して取り組んでいます。平成14年6月には、七都県市共同の粒子状物質減少装置の指定制度が創設され、すでに14社37型式のDPFや酸化触媒装置が指定されています。

粒子状物質減少装置には、硫黄分50ppm以下の軽油を使用条件とするものがありますが、低硫黄軽油は、当初予定されていた平成16年末からの供給を前倒し、平成15年4月から首都圏及び全国で供給が開始されます。また、既に本年9月から都内の一般給油スタンドの一部で供給が開始されるなど、規制への対応を推進する条件が整いつつあります。

しかし、国が自動車NO_x・PM法の適用を遅らせたことにより、先に条例の規制が適用される車両が大幅に増加し、条例施行まであと1年間の間に、大量に粒子状物質減少装置の装着等の対応が必要になります。

自動車整備業界におかれましては、このような状況を踏まえ、粒子状物質減少装置の普及促進に向けて、車両検査時などにおける自動車ユーザーへの情報提供(自動車NO_x・PM法と条例の適用関係、対応可能な装置等)や装置の装着や点検整備等に、御協力をお願いします。